

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学イノベーションプラザOB会（仮）と称す。

(目的)

第2条 本会は、イノベーションプラザのOB・OG会員をもって組織し、会員相互の親睦を図ると共にイノベーションプラザの理念に基づくイノベーション人材育成に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流活動
- (2) 在学生と会員との親睦交流活動
- (3) イノベーションプラザで活動する学生への教育支援活動
- (4) イノベーションプラザに関する情報伝達活動
- (5) イノベーションプラザの記念行事活動
- (6) その他、会で取り決めた諸活動

(事務所)

第4条 本会は事務所を徳島大学常三島キャンパスイノベーションプラザ内におく。

第2章 会員

(会への入会条件)

第5条 イノベーションプラザOB・OG会員は下記に該当し、本会の趣旨、目的に賛同するものとする。

- ・1年以上学生プロジェクトに所属して活動した在学生、卒業生（ただし、活動中の学生は含まない）
- ・学生プロジェクトを支援した教職員

(加入手続き)

第6条 本会の会員は、所定の手続きを経て本会に入会することができる。入会費は徴収しない。

(退会)

第7条 本会の会員は、申出により退会することができる。また、事務局より連絡が取れなくなった場合、自動的に退会となる。

第3章 幹事

第8条 本会に会長1名と副会長1名をおく。会長は会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。会長と副会長は、高等教育研究センター学修支援部門創新教育推進班実務会議（以下、実務会議と称す）において選出し、本人の了承をもって決定する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 本会に幹事複数名と会計1名をおき、幹事は会務を処理し、会計は会計を処理する。幹事は、在籍中の会員の中から班会議において選出し、本人の了承をもって決定する。会計は、実務会議において選出された教職員が担当する。その任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会 議

第10条 総会は原則として毎年1回以上開催し会務の報告、ならびに決算、予算および重要事項の審議・決定する。

第11条 役員会は必要に応じ開催する。

第5章 会 計

第12条 本会の運営は寄付金その他の収入による。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更

第14条 定款の変更は実務会議で議決し、総会で報告する。

第7章 附 則

第15条 本会の運営に関する詳細は別に定める内規による。

第16条 本定款は令和4年12月1日より実施する。

内 規

総会は原則として学生プロジェクト最終報告会実施日（2月上旬頃）に合わせて開催する。